

徳島県農林水産関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月十八日

徳島県知事 後藤 田 正 純

徳島県条例第二十二号

徳島県農林水産関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県農林水産関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。
別表に次のように加える。

八十四 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第九十一号）第十二条第一項の規定に基づく宅地造成若しくは特定盛土等に関する工事又は同法第三十条第一項の規定に基づく特定盛土等に関する工事（地すべり防止区域（地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項に規定する地すべり防止区域（農林水産大臣の所管に属するものに限る。）をいう。以下同じ。）又は地域森林計画対象民有林（森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第一項に規定する地域森林計画の対象となつてゐる民有林（面積が一万平方米メートルを超えるものに限る。）をいう。以下同じ。）においてされるものに限る。八十五の項及び八十六の項において同じ。）の許可の申請に対する審査

盛土又は切土（以下「盛土等」という。）をする土地の面積が五百平方メートル以内のときは一万五千円、五百平方メートルを超え千平方メートル以内のときは二万六千円、千平方メートルを超え二千平方メートル以内のときは三万七千円、二千平方メートルを超え三千平方メートル以内のときは五万六千円、三千平方メートルを超え五千平方メートル以内のときは七万円、五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のときは九万四千円、一万平方メートルを超え二万平方メートル以内のときは十四万円、二万平方メートルを超え四万平方メートル以内のときは二十三万円、四万平方メートルを超え七万平方メートル以内のときは三十六万円、七万平方メートルを超え十万平方メートル以内のときは五十二万円、十万平方メートルを超えるとときは六

八十五 宅地造成及び特定盛土等規制法第十六条第一項の規定に基づく宅地造成若しくは特定盛土等に関する工事又は同法第三十五条第一項の規定に基づく特定盛土等に関する工事の計画の変更の許可の申請に対する審査

十八万円

変更許可申請一件につき、次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が六十八万円を超えるときは、その手数料の額は、六十八万円とする。

イ 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画の変更（口のみに該当する場合を除く。）については、盛土等をする土地の面積（口に規定する変更を伴う場合にあつては変更前の盛土等をする土地の面積、盛土等をする土地の面積の縮小を伴う場合にあつては縮小後の盛土等をする土地の面積）に応じ八十四の項に規定する額に十分の一を乗じて得た額

ロ 新たな土地の盛土等をする土地への編入に係る工事の計画の変更については、新たに編入される盛土等をする土地の面積に応じ八十四の項に規定する額

ハ その他の変更については、一万円

八十六 宅地造成及び特定盛土等規制法第十八条第一項の規定に基づく宅地造成若しくは特定盛土等に関する工事又は同法第三十七条第一項の規定に基づく特定盛土等に関する工事に係る中間検査

八十七 宅地造成及び特定盛土等規制法第十二条第一項又は第三十条第一項の規定に基づく土石の堆積に関する工事（地すべり防止区域又は地域森林計画対象民有林においてされるものに限る。八十八の項において同じ。）の許可の申請に対する審査

盛土等をする土地の面積が二万平方メートル以内のときは五千円、二万平方メートルを超え四万平方メートル以内のときは一万円、四万平方メートルを超え七万平方メートル以内のときは二万円、七万平方メートルを超え十万平方メートル以内のときは三万五千円、十万平方メートルを超えるときは五万円

土石の堆積をする土地の面積が五百平方メートル以内のときは一万円、五百平方メートルを超え千平方メートル以内のときは一万三千円、千平方メートルを超え二千平方メートル以内のときは一万六千円、二千平方メートルを超え三千平方メートル以内のときは一万九千円、三千平方メー

八十八 宅地造成及び特定盛土等規制法第十六条第一項又は第三十五条第一項の規定に基づく土石の堆積に関する工事の計画の変更の許可の申請に対する審査

八十九 宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和三十七年建設省令第三号）第八十八条の規定に基づく宅地造成及び特定盛土等規制法第十二条第一項、第十六条第一項、第三十条第一項又は第三十五条第一項の規定に適合していることを証する書面（地すべり防止区域又は地域森林計画対象民有林においてされる工事に関するものに限る。）の交付の申

トルを超え五千平方メートル以内のときは二万八千円、五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のときは三万千円、一万平方メートルを超え二万平方メートル以内のときは三万八千円、二万平方メートルを超え四万平方メートル以内のときは五万二千円、四万平方メートルを超え七万平方メートル以内のときは七万二千円、七万平方メートルを超え十万平方メートル以内のときは十万八千円、十万平方メートルを超えるときは十三万円

変更許可申請一件につき、次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が十三万円を超えるときは、その手数料の額は、十三万円とする。

イ 土石の堆積に関する工事の計画の変更（ロのみに該当する場合を除く。）については、土石の堆積をする土地の面積（ロに規定する変更を伴う場合にあつては変更前の土石の堆積をする土地の面積、土石の堆積をする土地の面積の縮小を伴う場合にあつては縮小後の土石の堆積をする土地の面積）に応じ八十七の項に規定する額に十分の一を乗じて得た額

ロ 新たな土地の土石の堆積をする土地への編入に係る工事の計画の変更については、新たに編入される土石の堆積をする土地の面積に応じ八十七の項に規定する額

ハ その他の変更については、一万円

四百円（消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第六条第一項の規定により消費税を課さないこととされるものの以外の証明書の交付の申請に対する審査にあつては、四百十円）

請に対する審査

附則

この条例は、公布の日から施行する。
